

福知山公立大学における学生の通称名等の使用に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、福知山公立大学（以下「本学」という。）における学生の旧姓及び通称名(以下「通称名等」という。)の使用並びに卒業、修了、退学又は除籍（以下「卒業等」という。）後の取扱いに関し必要な事項を定める。

(通称名等を使用できる学生)

第2条 通称名等を使用できる学生は、次に掲げる者とする。

- (1) 学部生
- (2) 大学院生
- (3) 福知山公立大学学則第51条に規定する科目等履修生、聴講生、第52条に規定する外国人留学生及び第53条の2に規定する研究生
- (4) 福知山公立大学大学院学則第36条に規定する科目等履修生、第37条に規定する聴講生及び第38条に規定する研究生

(通称名等を使用できる場合)

第3条 通称名等を使用できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本人の婚姻又は離婚、両親の離婚等により戸籍上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 戸籍に記載された氏名を変更していない学生が、自認する性との不一致を理由として通称名を使用する場合
- (3) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、学生が通称名等を使用することが適当であると学長が認めた場合

(通称名等が使用できる文書等)

第4条 通称名等は、次の各号に掲げる文書を除き、使用できるものとする。

- (1) 法令等により、戸籍上の氏名を使用することとされているもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通称名等を使用することが適当でないとして学長が判断するもの。

(通称名等の使用申出)

第5条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用申出書（別記様式第1号）に確認書類を添えて学長に提出するものとする。

(通称名等の使用許可)

第6条 学長は、通称名等の使用を認めた場合は、通称名等使用許可通知書（別記様式第2号）により、当該学生に通知する。

2 学長は、申出の内容に虚偽があった場合は、許可を取り消すことができる。

(通称名等の使用中止申出)

第 7 条 通称名等を使用している学生が、通称名等の使用を中止する場合は、通称名等使用中止申出書（別記様式第 3 号）により、学長に申し出るものとする。

（学位記に記載する氏名の取扱い）

第 8 条 通称名等の使用を認められた学生の学位記には、通称名等を記載する。ただし、学位記に記載する氏名を、次の各号のいずれかの表記とすることを希望する場合は、学位記における氏名表記申出書（別記様式第 4 号）を、学長に提出しなければならない。通称名等を記載した学位記（併記を含む）を授与した場合、その旨を学位授与簿に記載するものとする。

（1）戸籍上又は住民票上の氏名のみの表記

（2）戸籍上又は住民票上の氏名と通称名等の併記

（卒業等後の取扱い）

第 9 条 卒業等の際に通称名等を使用していた学生に係る文書等の氏名については、卒業等後も同様に通称名等を使用しているものとして取り扱うものとする。

（通称名等を使用していることの証明）

第 10 条 通称名等と戸籍上又は住民票上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己の責任において行うものとする。

（事務の所掌）

第 11 条 この要項に関する事務は、事務局学務課が行う。

（改廃）

第 12 条 この要項の改廃は学長が行う。

附 則

この要項は、令和 8 年 2 月 18 日から施行する。